

屋外広告物の改修・撤去に係る補助制度のご案内

本市では、平成28年7月1日、芦屋市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）を施行しております。それまでに運用されてきた兵庫県の屋外広告物条例（以下「県条例」という。）の基準に適合するもののうち、新条例の基準に適合しない広告物について、改修又は撤去を行う場合、その費用の一部を助成しています。

◆ 補助金の交付対象となる広告物

平成28年7月1日時点で、県条例の基準に基づき適法に掲出されていた広告物で、新条例の基準に適合していないもの

一団の土地又は一の建築物等において、自己が所有又は管理する屋外広告物のうち、県条例に基づき許可が必要であるのに許可を取得していない広告物又は県条例の基準に適合していない広告物がある場合は対象外となります。

◆ 補助金の交付対象となる方

対象となる屋外広告物を所有又は管理している方（所有者の同意が必要）

◆ 補助金の交付対象となる事業

平成28年7月1日から平成33年6月30日までの間、一団の土地又は一の建築物等において、自己が所有又は管理する屋外広告物のすべてが新条例の基準に適合するよ
うな改修又は撤去を行う事業

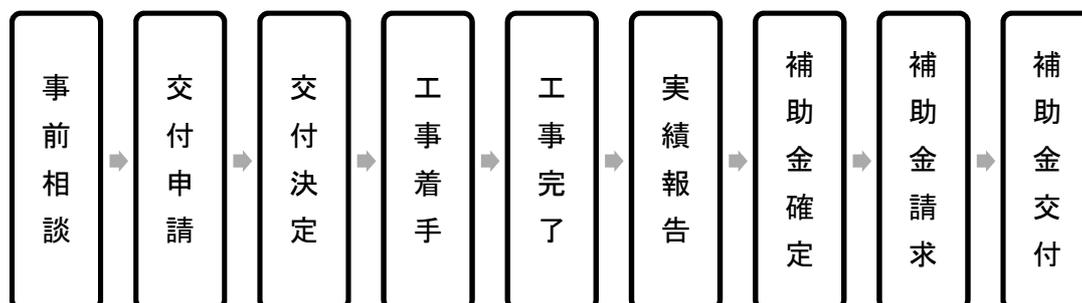
◆ 補助金額（平成29年10月1日から限度額を一部変更しています）

	H31.6.30までに補助事業を 完了させるもの		H33.6.30までに補助事業を 完了させるもの	
	補助率	限度額	補助率	限度額
改修費用	1/2	200万円	1/3	50万円
撤去費用	2/3	200万円	1/2	50万円

※1 一の広告物あたり改修費用又は撤去費用のどちらかで算定し、合算はできません。補助対象広告物を一旦撤去し、ほぼ同じ位置及び同じ規模で新設する場合は、新設する費用も含め「改修費用」とみなします。そうでない場合は、撤去する費用のみ「撤去費用」として算定します。

※2 一団の土地又は一の建築物において補助対象広告物が複数ある場合、※1で算定した額を合算できますが、限度額を超えることはできません。

◆ 補助申請の流れ



※ 事前に必ず交付申請を提出し、その後市からの交付決定を受けてから工事に着手するようにしてください。交付決定を受ける前に工事着手した場合、補助金が交付されないおそれがあります。

◆ 交付申請時に必要な書類

- ・ 芦屋市屋外広告物改修等補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 広告物の付近見取図，現況写真
- ・ 広告物の色彩，意匠，寸法，面積等，新条例の基準に適合しない箇所と是正計画の内容が分かるもの
- ・ 工事見積書（各項目について詳細にわたって表記すること）
- ・ 屋外広告物許可申請書（副本）（写）（県条例で許可が必要な場合）
- ・ 広告物等所有者の同意書
- ・ 施設管理者の同意書
- ・ その他

◆ 実績報告時に必要な書類

- ・ 芦屋市屋外広告物補助事業実績報告書（様式第8号）
- ・ 完了写真
- ・ 領収書（写）
- ・ 芦屋市屋外広告物改修等補助金交付決定通知書（写）
- ・ その他

◆ その他

- ・ 補助事業の執行において，変更が生じた場合，変更部分に着手する前に変更申請を提出し，承認を得てください。
- ・ 補助金の交付は各年度における予算の範囲内において行います。先着順となりますのでご注意ください。
- ・ 申請書の提出は，一団の土地又は一の建築物ごととします。